

# の改正をお知らせします

問い合わせ先  
市役所本庁舎建築指導課  
TEL (0857) 20-3281

## 耐震改修の促進

平成7年の阪神・淡路大震災では、亡くなられた人の約90割が家屋・家具の倒壊による圧迫死であったと言われています。このような大地震はいつどこで起きるかわかりません。本市では、市民のみならずの生命・財産を震災による被害から守るため、平成20～27年度を期間とする鳥取市耐震改修促進計画を策定しました。計画では、鳥取市全域を対象として、昭和56年5月31日以前（建築基準法の耐震基準が強化される前）に着工された建築物を、特に耐震化が必要なものとして、各種施策を推進します。



阪神・淡路大震災での被災状況写真  
(阪神・淡路大震災記念 人と未来防災センター提供)

## 耐震化の目標

現在の一般住宅（約7万1600戸）の耐震化率は74・9割となっています。また、一定規模の店舗や事務所など、特定建築物の用途で利用される民間の建築物（約780棟）は65・9割と低い水準にとどまっています。

計画では、これらを平成27年度に90割とする目標を掲げています。

## 特定建築物の耐震化推進

特定建築物については、法令により、その所有者に耐震診断・耐震改修の努力義務が課せられています。

本市では、所有者に対して適切な指導・助言を行うとともに、実施されない場合は公表することとしています。

※特定建築物とは、現行の建築基準法などの耐震関係規定に適合しない建築物のうち、多くの人が利用する一定規模以上の施設を指し、学校、体育館、病院、老人ホーム、百貨店、事務所などが該当します。

## 耐震化促進のための施策

### 啓発・指導

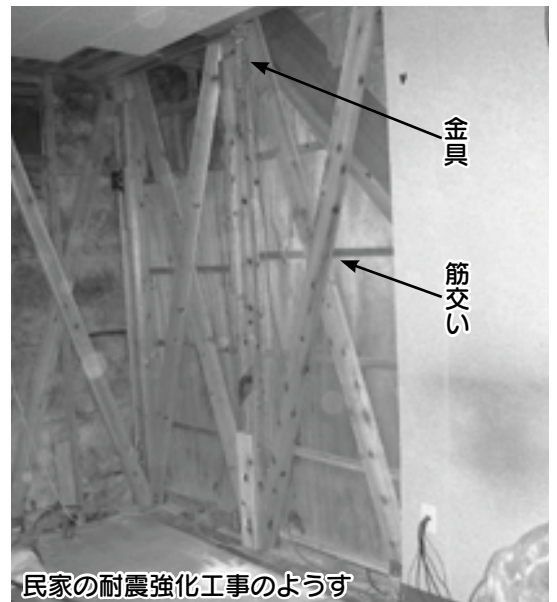
- ・市報、ホームページを活用し、耐震化に関するさまざまな情報を提供します。
- ・相談窓口（無料）を充実させ、適切な助言を行います。

### 地震防災マップ作成

- ・揺れやすさと、地域の危険度を表した地震防災マップを作成し、公開します。

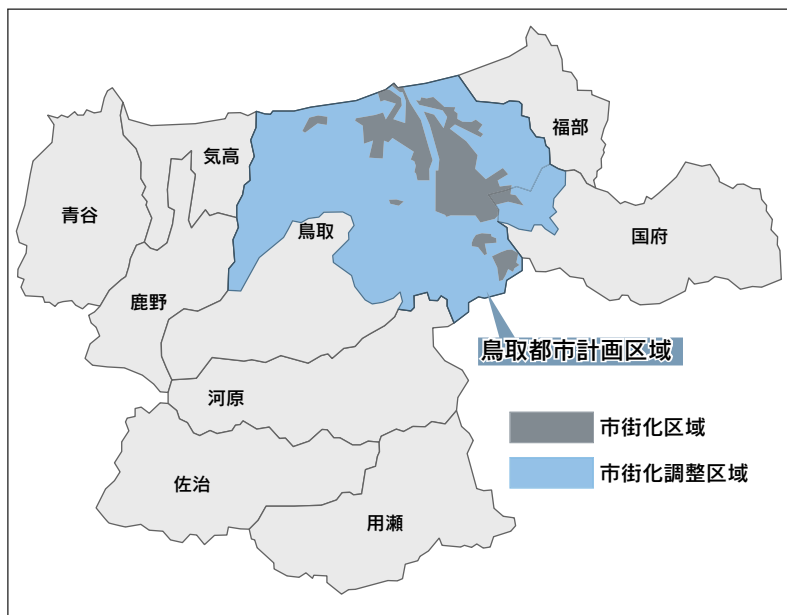
### 費用助成など

- ・耐震改修などにかかる経費の一部を助成します。
- ・各種税制優遇措置の周知を図ります。



民家の耐震強化工事のようす

# 建築物に関する新たな施策、制度



市街化調整区域の範囲

## 市街化調整区域への 公共公益施設等の審査基準

このたび、都市計画法が一部改正され、都市の秩序ある整備を図り、人口減少・超高齢化社会にふさわしいまちづくりを実現するため、市街化調整区域における公共公益施設の整備について、許可が必要となりました。

ここでは新たに定められた本市の審査基準を紹介し

ます。  
※市街化調整区域とは、都市計画区域内で、市街化を抑制して良好な農地を確保するために、各種施設の建築を制限している地域を指します。

新たに建築許可が必要になった建物	主な許可の条件
小学校、中学校	・施設周辺の居住者が利用すること
幼稚園、保育園	・施設周辺の居住者が利用すること ・集落内に設置するか、集落に隣接していること ・高さ要件あり
通所系社会福祉施設、診療所、助産所	・施設周辺の居住者が利用すること ・集落内に設置するか、集落に隣接していること ・高さ・面積要件あり
社会福祉施設、介護老人保健施設、有料老人ホーム	・開発審査会の議を経ていること ・高さ・面積要件あり ・近隣の社会福祉施設などと密接に連携する必要があること ・市街化区域、駅またはインターチェンジから1km以内に立地すること
平成19年11月30日以前に立地する既存の社会福祉施設、介護老人保健施設、有料老人ホーム、病院の増築に伴う敷地拡張	・開発審査会の議を経ていること ・高さ・面積要件あり
小中学校以外の学校	・開発審査会の議を経ていること ・教育環境確保のため、建設予定地域の優れた自然環境が必要であること
診療所、助産所以外の医療機関	以下のいずれかに合致すること ①緊急医療の充実のため、周辺の交通基盤を活用する必要がある ②当該医療施設の入院患者にとって、その地域の優れた自然環境などの療養環境が必要 ③病床過剰地域から病床不足地域に移転する
鳥取県施行の住宅分譲開発地における自己用戸建て住宅の建築	・自己用戸建て住宅のみを許可

※上記以外にも許可に必要な要件があります。必ずお問い合わせください。